

西宮市立幼稚園の休級及び休園等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西宮市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の入園応募者の定員割れが継続して生じている場合における、当該幼稚園の休級及び休園等について必要な事項を定める。

(休級)

第2条 西宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、幼稚園の小学校就学前2年の学級（以下「4歳児学級」という。）の園児募集選考日が属する年度の末日における入園内定者が3年連続して30人未満となった場合、当該幼稚園においては、当該3年目の園児募集選考日が属する年度から起算して3年を経過した年度以後は、4歳児学級を休級するものとする。ただし、地域の事情等を勘案して教育委員会が認めたときは、この限りではない。

2 前項の規定により4歳児学級を休級したときは、当該幼稚園においては、4歳児学級を休級した年度の翌年度以後の小学校就学前1年の学級（以下「5歳児学級」という。）を休級するものとする。

(休園)

第3条 教育委員会は、前条の規定により4歳児学級及び5歳児学級を休級した幼稚園については、当該休級した年度以後は、当該幼稚園を休園するものとする。

(閉園)

第4条 教育委員会は、前条の規定により休園した幼稚園については、閉園に向けた措置を講ずることができる。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から実施する。
- 2 この規程の実施の日前に休級及び休園等をすることを決定した幼稚園については、なお従前の例による。
- 3 第2条第1項の規定の適用にあたっては、平成23年度以後の4歳児学級の園児募集選考日における入園内定者の状況を勘案することができるものとする。

付 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から実施する。
- 2 この規程の実施の際現に、改正前の西宮市立幼稚園の休級及び休園等に関する規程の規定により、休級及び休園等をすることを決定されている西宮市立幼稚園については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第2条第1項の規定の適用にあたっては、この規程の実施の日前の4歳児学級の園児募集選考日における入園内定者の状況を勘案することができるものとする。